

第1回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書

令和4年8月8日（月）

鈴鹿市都市計画課



# 鈴鹿市景観計画の改定方針について

令和4年8月

## 目次

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 景観に関する動向             | 1  |
| 2 | 鈴鹿市景観計画の沿革           | 1  |
| 3 | 鈴鹿市景観計画の概要           | 2  |
| 4 | 社会動向                 | 6  |
| 5 | 景観計画改定から現在までの振り返り・評価 | 7  |
| 6 | 景観計画の抱える課題等          | 10 |
| 7 | 景観計画の改定方針            | 12 |

## 景観計画の改定について

### 1 景観に関する動向

人々の志向が量的充実から質的充実に移行する中で、地域独自の自然や歴史・文化などが醸し出す良好な景観を守り、活かす取り組みが全国各地で展開されるようになってくる中、「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月国土交通省)や観光立国行動計画(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)が策定されるなど、国としても良好な景観の保全・整備が重要な課題として掲げられるようになりました。

その様な中、景観の意義やその保全・整備の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体による景観行政を多面的に支援するため、我が国で初めて景観に関する総合的な法律として「景観法(平成16年6月18日法律第110号)」が施行され、本市においても、平成21年(2009年)に県内市町で5番目の景観行政団体となり、本市の良好な景観形成に努めてきました。

景観法の施行以降、景観に関する重要度は増しており、このことは現在も増加を続ける景観行政団体数と景観計画の策定数にも表れています。良好な景観の形成は、より良い住環境やまちなみの形成、地域資源の発掘等に繋がり、もってシヴィックプライドの醸成に資すると考えられます。また良好な景観と観光客数には相関性があることがわかっており、観光立国を掲げる日本における景観の重要度は、今後さらに増していくことが想像されます。

### 2 鈴鹿市景観計画の沿革

本市が景観行政団体となった翌年の平成22年(2010年)10月に、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定め、良好な景観を阻害する行為を制限するとともに、市民による主体的な景観づくりを支援していくための景観に係る総合的な計画として「鈴鹿市景観計画(以下「景観計画」という。)」は、策定されました。

平成23年(2011年)2月には、景観重要建造物として佐佐木信綱生家主屋が、

その翌年の平成 24 年（2012 年）7 月には、景観重要樹木として長太の大楠が指定されました。

さらに、平成 26 年（2014 年）6 月には、市内で初めての地区別景観づくり計画である道伯地区地区別景観づくり計画が策定され、現在では、計画に沿ってゆとりのある緑豊かな住宅地が形成されています。

平成 28 年（2016 年）12 月には、景観計画の一部改定が行われ、景観計画は鈴鹿市総合計画 2023（以下「総合計画」という。）の個別計画へ位置付けされました。なお、改定景観計画は、平成 29 年（2017 年）4 月から施行されています。

平成 29 年（2017 年）4 月には、工業系の計画である深溝地区地区別景観づくり計画が、さらに令和 2 年（2020 年）4 月には、新興住宅団地に対する計画である道伯・稲生地区地区別景観づくり計画及び野町南部地区地区別景観づくり計画が策定されました。

令和 5 年（2023 年）度には、景観計画が計画期間の満了を迎えることから、総合計画等の上位計画や関連計画と足並みをそろえて改定を行っていく必要があります。

### 3 鈴鹿市景観計画の概要

景観計画は、本市の特色を活かした地域景観を守り、育て、創り出していくための景観に関する総合的な計画として、序章含め全 7 章から構成され、本市の景観特性や良好な景観づくりのための方針、市民が主体となった景観づくりのための方策等が記載されています。



佐佐木信綱生家主屋



長太の大楠

序章では、景観行政の沿革や本市の景観の現状、景観計画の理念や目標を定めるとともに、景観計画の成果指標を定め、市民とともに本市の良好な景観づくりを行っていくための前提条件等を示しています。また景観計画では、「“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり」を理念とし、

- ・自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
- ・住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり
- ・市民が主役の景観づくり

という、3つの目標を定めています。

第1章では、本市の景観特性として、市内の代表的な4つの景観特性(①自然的景観特性②都市的景観特性③歴史的・文化的景観特性④眺望景観特性)に関する現状を示すとともに、景観計画の関連計画等として、総合計画や鈴鹿市都市マスタープラン(以下「都市マス」という。)、鈴鹿市観光振興方針(以下「観光振興方針」という。)等との関係性を示しています。

第2章では、景観計画の区域について示しています。景観計画の対象とする区域は、本市全域となっています。

第3章では、良好な景観の形成に関する方針を示しています。第1章で示した景観特性のうち、自然的景観特性を4つ、都市的景観特性を3つの面的区分に細分化し、それぞれの地域特性の特長や現状を示すとともに、景観特性ごとのきめ細やかな景観形成方針を示しています。

また、市内の特長的な景観資源について、市の個性を彩る景観軸(①河川②海岸③幹線道路)及び景観拠点(①緑の中心核②駅前商業地③鈴鹿サーキット周辺④歴史的・文化的景観資源⑤眺望景観)として、市内の代表的な景観要素を示すとともに、これらの景観資源に配慮した景観づくりが行えるよう、それぞれに景観特性に適した景観形成方針を示しています。

景観計画の区域 = 鈴鹿市全域



| 景観の面的区分 |                                                    | 土地利用方針図のゾーン分類等 |                                                        |
|---------|----------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------|
| 自然的景観   | 都・市<br>市計<br>画化<br>区<br>域<br>調<br>整<br>外<br>区<br>域 | ①鈴鹿山脈及び山麓      | 都市計画区域外（鈴鹿国立公園）                                        |
|         |                                                    | ②丘陵地           | 市街化調整区域のうち鈴鹿川以北の丘陵地                                    |
|         |                                                    | ③平野部水田地        | 市街化調整区域のうち丘陵地・里山水田地以外の平野部水田地                           |
|         |                                                    | ④里山水田地         | 市街化調整区域のうち中勢バイパス以西・（都）汲川原橋徳田線以南西・（市）関亀山鈴鹿線以南の囲まれた里山水田地 |
| 都市的景観   | 市街化区域                                              | ⑤住宅地           | 低層住宅ゾーン，中高層住宅ゾーン，一般住宅ゾーン，学術研究ゾーン                       |
|         |                                                    | ⑥商業地           | 商業ゾーン，近隣商業ゾーン，沿道利用ゾーン                                  |
|         |                                                    | ⑦工業地           | 既存工業ゾーン，新工業ゾーン                                         |

第4章では、建築物・工作物等の行為の制限に関する事項として、景観法第16条に基づく届出の対象とする行為に加え、景観特性に応じた景観形成基準や行為の種類に応じた遵守事項、協議事項を定めています。遵守事項に違反する届出があった場合、変更命令又は勧告を行うことのできる制度となっており、景観に悪影響を及ぼす行為に対する抑止力が期待できます。なお、届出対象行為と遵守事項は、次表のとおりです。（ただし、地区別景観づくり計画の区域を除く。）

#### ■ 届出対象行為

|                                                      |                                    |              |
|------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更      |                                    |              |
| 次のいずれかに該当するもの<br>・高さが10mを超えるもの<br>・建築面積が1,000㎡を超えるもの |                                    |              |
| 工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更      |                                    |              |
| 工作物の種類（その他これに類するものを含む）                               |                                    | 規 模          |
| ①                                                    | 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱           | 高さが30mを超えるもの |
| ②                                                    | 煙突（支枠及び支線がある場合においては，これらを含む）        | 高さが10mを超えるもの |
|                                                      | アンテナ，鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱（①に掲げるものを除く） |              |
|                                                      | 装飾塔，記念塔                            |              |
|                                                      | 高架水槽，サイロ，物見塔                       |              |

|                                                                                          |                                                                    |                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                          | ウォーターシュート, コースター, メリーゴーランド, 観覧車                                    |                                                                                 |
| ③                                                                                        | 擁壁, さく, 塀                                                          | 高さが5mを超え, かつ, 長さが10mを超えるもの                                                      |
| ④                                                                                        | アスファルトプラント, コンクリートプラント, クラッシュプラント                                  | 次のいずれかに該当するもの<br>・高さが10mを超えるもの<br>・築造面積が1,000㎡を超えるもの                            |
|                                                                                          | 自動車車庫の用途に供するもの<br>汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの                    |                                                                                 |
| ⑤                                                                                        | 高架鉄道, 高架道路                                                         | 高さが5mを超えるもの                                                                     |
| ⑥                                                                                        | 橋りょう, 歩道橋                                                          | 次のいずれかに該当するもの<br>・幅員が10mを超えるもの<br>・長さが20mを超えるもの                                 |
| ⑦                                                                                        | ①から⑥に掲げる工作物のうち, 建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物(右欄において「建築物等」という。)と一体となって設置されるもの | 建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え, かつ, 地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(①に掲げるものにあつては30m)を超えるもの |
| 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更                                                          |                                                                    |                                                                                 |
| 次のいずれかに該当するもの<br>・行為に係る土地の面積1,000㎡を超えるもの<br>・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え, かつ, その長さが10mを超えるもの |                                                                    |                                                                                 |
| 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積                                                             |                                                                    |                                                                                 |
| 次のいずれかに該当するもの<br>・行為に係る土地の面積1,000㎡を超えるもの<br>・高さが5mを超えるもの                                 |                                                                    |                                                                                 |

|                                 | 遵守事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |         |             |     |                                 |     |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|-------------|-----|---------------------------------|-----|
| ウ<br>色<br>彩                     | <p>建築物等の外観に用いる色彩は, 以下に示す範囲内とする。ただし, 着色していない木材, 土壁, ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積(これにより難しい場合は見付面積)の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁に使用可能な色彩の範囲(マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他(GY, G, BG, B, PB, P, RP)の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相 | 使用可能な彩度 | R, YR, Yの場合 | 6以下 | その他(GY, G, BG, B, PB, P, RP)の場合 | 2以下 |
| 使用する色相                          | 使用可能な彩度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |         |             |     |                                 |     |
| R, YR, Yの場合                     | 6以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |         |             |     |                                 |     |
| その他(GY, G, BG, B, PB, P, RP)の場合 | 2以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |         |             |     |                                 |     |
| オ<br>緑<br>化                     | 建築物の新築については, 敷地面積の5%以上の植栽, 花壇等を配置する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |         |             |     |                                 |     |

第5章では、既存の景観資源の保全・活用や屋外広告物法、文化財保護法等の関係法令等との連携といった良好な景観の形成に向けた方策を示しています。

良好な景観の形成に向けた方策として、景観重要建造物・樹木の指定及び地域景観資産の登録・認定など制度を採用し、市民の身近にある景観資源の活用等について定めているほか、新たな景観資源の活用の可能性を探っています。

第6章では、市民が主役の景観づくりに向けた取組について示しています。エリアを限定したきめ細やかな景観づくりを行っていくための施策である地区別景観づくり計画や市民発意による景観計画の策定支援・促進、景観アドバイザーの派遣制度など、市民自ら景観づくりを進めるための方策が書かれています。

また、これらに加え、都市計画法に基づく景観地区や景観法に基づく景観協定等、市民が主体的に景観づくりを進めていくため各種制度を紹介しています。

さらに、市民の景観意識の醸成として、ホームページなどによる広報活動やイベントの開催等、景観について意識の醸成を図るため、様々な普及啓発活動を推進していくことが記載されています。

#### 4 社会動向

全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、本市の人口においても、平成22年（2010年）のピーク以降は、微減傾向が続いており、少子高齢化の傾向も顕著になっています。それに伴い、空き家や農業の後継者不足等の問題が顕在化し、本市としてもこれらの問題の解消に向け尽力しています。

また、令和2年（2020年）度末から続くコロナ禍により、テレワークやマスクを着用した生活等、人々にニューノーマルな生活様式が浸透していく中、カーボンニュートラルやウォークアブルシティ、SDGsの推進など、まちづくりに関する新たな視点・価値観・考えが生まれています。本市においても、鈴鹿青少年の森で Park-PFI 制度を活用した新たな都市公園のあり方が模索されているなど、本市を取り巻く環境は、時々刻々変化しています。

まちづくりにおける重要な要素である景観についても、これらの社会動向に対応していくことが重要と考えます。関連計画等とも整合を図りながら、時代の潮流や社会ニーズに適合する景観づくりを進めます。

## 5 景観計画改定から現在までの振り返り・評価

景観計画改定から現在までの鈴鹿市内における景観の変化や景観計画の振り返り、評価は次のとおりです。

### (1) 鈴鹿市内における景観の変化

平成 29 年（2017 年）以降の鈴鹿市内の主な景観の変化には、以下のようなものがあります。

- ・ 太陽光発電施設の増加
- ・ 空き家、空き店舗問題の顕在化
- ・ 緑あふれるゆとりのある住宅団地の造成（道伯地区・野町南部地区等）
- ・ 中勢バイパス、新名神高速道路の開通
- ・ 携帯電話基地局の増加
- ・ 白子駅前広場（西口ロータリー）の完成

### (2) 成果指標の評価

景観計画では、地区別景観づくり計画の策定数、登録・認定地域景観資産の登録数・認定数という 2 つの成果指標を定めて、計画の進捗管理を行っています。

地区別景観づくり計画の策定数については、2023 年（令和 5 年）度末に 5 件という目標に対し、現時点で 4 件の策定となっています（道伯地区、深溝地区、野町南部地区、道伯・稲生地区）。こちらの成果指標については、現時点で目標を達成できていないため、引き続き新たな地区別景観づくり計画の策定に努めます。

登録・認定地域景観資産の登録数・認定数については、2023 年（令和 5 年）度末に 25 件という目標に対して、現時点で 27 件の登録（ただし、うち 1 件については、解体により登録解除）となっています。地域景観資産の登録・認定数については、目標を達成していますが、引き続き様々な啓発活動を行っていくのに加え、今後は景観資産の新たな活用を検討していくなど、市民の景観に対する意識の醸成に努めます。

### (3) 景観特性の振り返り

用途地域の都市計画変更にあわせて、景観特性の区域が変化しています。また、それぞれの景観特性についても様々な変化が生じています。景観特性毎に類型化し、景観の変化を振り返ります。

#### ①自然的景観特性

鈴鹿山脈の山なみ、山麓に広がる丘陵地、水田広がる平野部、白砂青松の海岸部など、地形変化に富んだ豊かな自然的景観は概ね維持されています。ただし、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採や廃棄物の不法投棄等によって良好な景観が損なわれている場所もあります。

#### ②都市的景観特性

白子駅周辺では、高層マンション等が建設中と新たな土地利用がされています。また、野町や道伯地区では、緑とゆとりのある新たな住宅地が形成されています。

#### ③歴史的・文化的景観特性

令和2年(2020年)4月に歴史公園である伊勢国分寺跡の整備が完了し、伊勢国府跡や王塚古墳などの史跡とあわせて、歴史的景観を構成する重要な要素となっています。一方、旧街道沿いでは、建築物の建て替え等が進み、歴史的景観の保存が課題となっています。

#### ④眺望的景観特性

中勢バイパス(郡山町～御園町間)や新名神高速道路の開通、鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジ竣工により、市内の眺望は大きく変化しました。また、市内の代表的な視点場である桃林寺からの眺望景観も大きく変化しています。加えて、玉垣地区においては、現在も中勢バイパスの工事が進められており、日ごとに市内の眺望景観は変化しています。

#### (4) 関連計画との関係性

景観計画において、総合計画及び都市マスを上位計画としているほか、観光振興方針と鈴鹿市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を関連計画として定めています。

景観計画は、総合計画に掲げる単位施策「良好な住環境・景観の創造・保全」の実現に資する計画として位置付けられており、また景観はまちづくりや観光振興、まちの緑化等に対する重要な要素であることから、上位計画や関連計画と足並みをそろえて、内容を考える必要があります。

そのような中で、これら緑の基本計画を除く3つの計画は、現在次期計画に向け改定作業を進めている最中であり、景観計画においても、これらの計画の改定内容を踏まえて、令和4年、令和5年（2022年、2023年）で改定を行っていく予定です。なお、緑の基本計画については、現計画の計画期間終了年度である令和7年（2025）度に改定を行う予定です。

また空き家は、ミクロ環境で景観に大きな影響を及ぼし、適切な空き家の管理は、良好な景観の形成に資すると考えられるため、景観計画の改定に当たっては、鈴鹿市空き家等対策計画についても、関連計画として取り扱うこととします。なお、当該計画も、令和4年、令和5年（2022年、2023年）度に改定を行う予定であるため、当該計画の改定内容と整合を図りながら、景観計画の改定を進めます。

#### (5) 景観法に基づく届出件数等

本市では、大規模建築物の新築や太陽光発電設備設置に伴う大規模造成など、景観に影響の大きい行為を景観法第16条に基づく届出対象行為としています。

平成29年（2017年）度から令和3年（2021年）度末までに、181件の届出を受けています。内訳は、建築物75件、工作物70件、土地の形質変更36件となっています。このうち、建築物に係る届出の2件について、鈴鹿市景観審議会審査部会において、景観計画の遵守事項（色彩の規定）に適合するか審議いただきました。

また、官公庁などの公の機関が行う行為のうち、届出対象行為に該当するものは、景観法第16条に基づく通知として、行為の内容を確認しています。平成29

年（2017年）以降は、三重県や本市の施設を管理する部署等から14件の通知を受けています。内訳は、建築物8件、工作物5件、土地の形質変更1件です。

地区別景観づくり計画のうち、深溝地区、道伯地区、野町南部地区については、それぞれの地域の協議対象行為に該当する場合は、鈴鹿市地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱第3条に基づき、景観に関する協議を行っています。

（深溝地区は、令和2年（2020年）度以降は届出）

こちらは、平成29年（2017年）以降、119件（新築118件、増築1件）の協議を行ってきました。なお、届出、通知、協議についての詳細な行為の種別とその種類については、表に掲げるとおりです。

平成29年度以降の届出、通知、協議の種類と件数

|      |     |         |      |      |    |
|------|-----|---------|------|------|----|
| 届出件数 | 181 | 建築物     | 75   | 新築   | 55 |
|      |     |         |      | 増築   | 13 |
|      |     |         |      | 改築   | 1  |
|      |     |         |      | 色彩変更 | 5  |
|      |     |         |      | 外観変更 | 1  |
|      | 70  | 工作物     | 新設   | 67   |    |
|      |     |         | 改築   | 1    |    |
|      |     |         | 色彩変更 | 2    |    |
|      | 36  | 土地の形質変更 | 開墾   | 4    |    |
|      |     |         | 土石採取 | 9    |    |
| 形質変更 |     |         | 23   |      |    |
| 通知件数 | 14  | 建築物     | 8    | 新築   | 2  |
|      |     |         |      | 色彩変更 | 6  |
|      | 5   | 工作物     | 新設   | 2    |    |
|      |     |         | 改築   | 2    |    |
|      |     |         | 色彩変更 | 1    |    |
|      | 1   | 土地の形質変更 | 形質変更 | 1    |    |
|      | 協議数 | 119     | 建築物  | 119  | 新築 |
| 増築   |     |         |      |      | 1  |

## 6 景観計画の抱える課題等

景観法や本市の景観施策を運用している中で、課題や懸念事項が顕在化してきました。本市が運用上の課題と捉えている事項は次のとおりです。

### （1）市街化調整区域での緑地の確保について

本市では、市域のほとんどが市街化区域（すでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制する区域）に分類されています。市街化調整区域において、建築物等を建築しようとするときは開発許可が必要になりますが、農地に建築を行う際

の開発許可には農地転用が条件となります。この農地転用とは、農地を農地以外の用途で使う際に必要な手続きであり、優良な農地の維持・保全のための施策です。

現在、景観計画では、建築物の新築を行う際は、区域を問わず敷地に対して5%以上の緑化（以下「緑化」という。）を遵守事項としています。そのため、遵守事項を守るため、本来必要とする面積以上に優良な農地の転用を求めてしまう可能性があります。

なお、本市においては、都市緑地法による緑地は、92%強が市街化調整区域に集中しており、市街化調整区域には十分な緑地が存在していると評価できる一方、市街化区域内の緑地は、区域面積に対し、20%に満たない割合となっています。

（平成18年度実績値）

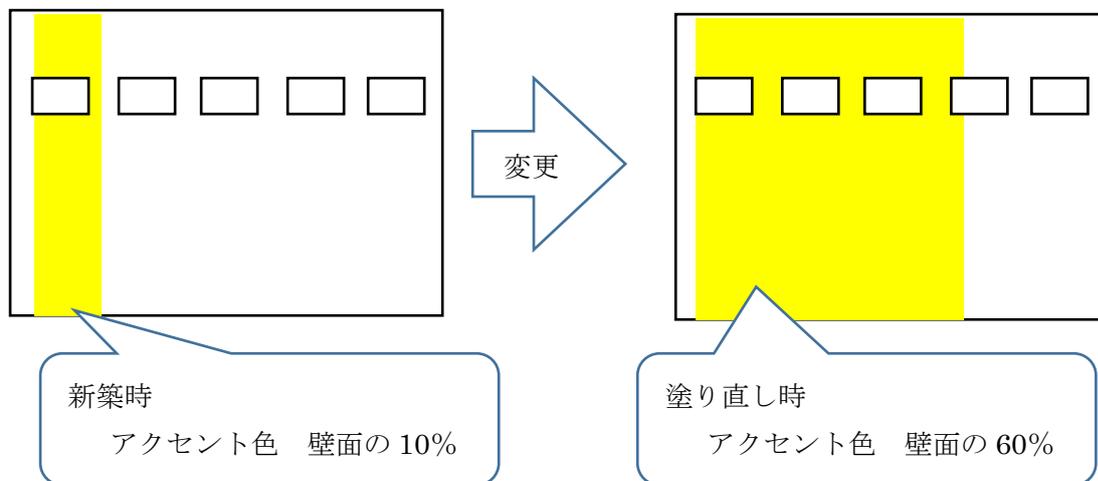
|                              |                                      |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 都市計画区域面積                     | 16,916ha（緑地：8,828.07ha）              |
| 市街化区域                        | 3,728ha（緑地：673.35ha（緑地割合：18.06%））    |
| 市街化調整区域                      | 13,188ha（緑地：8,154.72ha（緑地割合：61.83%）） |
| 都市計画区域に対する市街化調整区域の割合         | 77.96%                               |
| 都市計画区域内の緑地に対する市街化調整区域内の緑地の割合 | 92.37%                               |

## （2）建築物等の色彩の変更について

本市では、周辺景観に与える影響度の大きさに鑑み、建築物等の色彩に係る事項を景観法に基づく制限に係る事項に設定し、外壁等に使用する彩度のコントロールを行っています。具体的には、建築物等の新築時にアクセント色を使用する際、当該アクセント色を使用する割合は、壁面積の10%程度以下にすることを景観計画の遵守事項に定めています。

一方で、塗り替えなどの色彩の変更を行う際は、壁面積に対して50%以下であれば、届出の対象としていません。つまり、周囲の景観に大きな影響を及ぼすと考えられるような色彩であっても、色彩の変更を行う場合に関しては、壁面積の最大60%までは届出義務がなく、仮にこのような行為があったとしても、本市は行政指導を含む対応ができないというのが現状で、良好な景観の形成に対

し、大きな懸念事項となっています。



### (3) 太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採について

太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採は、全国的に周辺景観に対しての憂慮事項となっています。本市では、造成等の土地の区画形質の変更や、土地の開墾については、届出対象行為としていますが、木竹の伐採については、届出対象行為としていないので、森林伐採については、景観施策としてのコントロールは施されていない状態となっています。

なお、これらの行政の考える景観上の課題に加え、地区別景観づくり計画の見直しも必要であると考えます。特に、本市で最初の地区別景観づくり計画である道伯地区の計画については、策定から8年以上が経過し、また造成された区画に対して概ね建築が完了したことから、他の地区別景観づくり計画との整合を図りながら、より良い計画のあり方を考えることが必要です。

## 7 景観計画の改定方針

前項の課題や懸念事項への対策として、景観計画の改定方針を以下のように定めます。

- ・平成29年(2017年)からの景観を取り巻く環境の変化や社会動向に対応すべく、上位計画や関連計画と整合を図りながら時点修正を行います。
- ・建築物の新築を行う際の適切な緑地のあり方について検討します。特に現時点

で十分な緑地が存在すると評価できる市街化調整区域内の行為の遵守事項（敷地に対し5%の緑地の確保）について、重点的に検討を進めていきます。

- ・色彩の変更について、届出対象規模や届出対象行為について見直しを行い、周辺景観に大きな影響を及ぼす行為に対する行政の対応等について検討します。

- ・樹木の伐採について、届出対象行為やその規模を検討します。

- ・区域内の住宅の建築が概ね完了した道伯地区地区別景観づくり計画について、他の住居系の地区別景観づくり計画の内容との整合を図るべく、内容を見直します。また、地区別景観づくり計画を設定するその他の地区においても、計画内容の適切なあり方を検討します。（鈴鹿市景観審議会審査部会で検討）

なお、「6 景観計画の抱える課題等」において、課題と捉えている3項目については、鈴鹿市都市マスタープラン改定業務で行う市民アンケートにおいて、景観に関する設問を設定し、市民ニーズを把握したうえで、具体的な内容の検討を行います。